

「九州よかよかドライブパス2017」利用約款

平成29年6月29日制定

(通則)

第1条 本約款は、西日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）、が実施する「九州よかよかドライブパス2017」（以下「ドライブパス」といいます。）について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

(対象車種)

第3条 ドライブパスは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」といいます。）第25条第1項の規定により当社が公告する高速自動車国道の料金車種区分によります。以下同じ。）のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した車種に属する車両による通行を対象とします。

(実施期間及び利用期間)

第4条 ドライブパスの実施期間は、平成29年7月15日（土）から平成29年12月17日（日）までの間とします。ただし、平成29年8月10日（木）から平成29年8月16日（水）を除きます。

- 2 ドライブパスは、実施期間のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した利用期間（利用開始日0時から最終日の23時59分まで。以下同じ。）に行った通行を対象とします。利用期間外に行った通行は、ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。なお、各通行の利用日の判定は、その通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所の通過日時をもって行います。

(対象区間等)

第5条 ドライブパスは、次の各号に該当する通行を対象とします。これらに該当しない通行はドライブパスの適用対象外となり、通行料金のお支払いが別途必要となります。

- 一 別表1に定める周遊エリア内インターチェンジ(以下「IC」といいます。)相互間の通行
- 二 周遊エリア内のICから流入し周遊エリア外のICで流出する通行又は周遊エリア外のICから流入し周遊エリア内のICで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のICと当該通行における周遊エリア内の端末IC(門司IC)との間の通行(当該通行における周遊エリア内の端末ICと流出又は流入を行った周遊エリア外のICとの間の通行料金のお支払いが別途必要となります。)なお、周遊エリア以外のICで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をいただきます。

(申込み等)

第6条 ドライブパスの利用にあたっては、利用開始日までに申込みが必要です。

- 2 前項の申込みは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社が管理・運営するインターネットウェブサイト(以下「ウェブサイト」といいます。)において、別表1に定めるプラン(以下「本割引プラン」といいます。)、利用開始日及び期間、利用車種、利用者氏名(法人名義のETCカードをご利用の場合は法人名)、居住都道府県、連絡先電話番号、メールアドレス並びに利用するETCカードの番号及びその有効期限を登録することにより行います。
- 3 前項により申込みが行われたときは、当社は、登録内容を確認したことをインターネットメールにより利用者へ通知するものとし、利用者の受信状況に関わらず、当該メール送信時をもって申込みを有効とします。
- 4 次の各号を満たさない場合は、前項の規定にかかわらず本割引プランの申込みを無効とし、すべての通行について本割引プランの適用はありません。
 - 一 登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 二 申込時に登録したETCカードが利用可能であること。
 - 三 申込時に登録したETCカードの名義が本割引プラン利用者またはその家族等もしくは申込者が勤務する法人であること(ただし、レンタカー店舗にてETCカードの貸与を受ける場合等については、この限りではありません。なお、当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行するETCコーポレートカードでは、申込みいただけません。)

(申込内容の変更)

第7条 本割引プランの申込内容について変更が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日までにウェブサイトにて変更手続を行うことにより、本割引プランの申込内容を変更することができます。ただし、利用するプランを変更する場合は、第12条による解約手続を行ったうえで前条第2項の定めによる申込手続が必要です。なお、変更手続には申込時に交付した申込番号及び登録したメールアドレスが必要です。また、申込時に登録した利用開始日の翌日以降は、申込内容の変更はできません。

(利用方法)

第8条 本割引プランを利用する場合は、申込時に登録した利用期間内に、申込時に登録した利用車種に属する車両及びE T Cカードの利用により第5条に定める周遊走行を行ってください。

2 料金所においては、申込時に登録した E T Cカードを車両に搭載されたE T C車載器に挿入し、E T CレーンをE T C無線通信により通行してください。なお、登録と異なるE T Cカードなど、別の支払手段により通行した場合、本割引プランの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。

3 入口料金所のE T Cレーンが閉鎖している場合は、一般レーンで通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したE T Cカードと入口通行券をお渡しください(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に入口通行券と同E T Cカードを挿入してください。)。出口料金所のE T Cレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したE T Cカードをお渡しください(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同E T Cカードを挿入してください。)

(料金及び請求)

第9条 本割引プランは、最初の周遊走行の完了をもって利用があったものとみなし、本割引プランの適用対象となる全ての周遊走行にかかる通行料金の合計を、別表2に定める利用料金の額とします。

2 前項にかかわらず、各通行時における料金所の路側表示器の表示、E T C車載器の料金表示及び音声案内は通常料金(E T C時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金)となりますが、本割引プランの対象となる通行については請求時に本割引プランの料金のみをいただきます。

3 クレジットカード会社又はE T Cパーソナルカード事務局(E T Cパーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。以下同じ。)が発行する請求書には、本割引プランの適用対象となる各通行の走行明細は記載されません。E T Cマイレージサービスの還元額明細及びE T C利用照会サービスの利用明細に記載された本

割引プランの対象となる各通行の走行明細については、確定後、本割引プランの明細(企画割引～〇〇IC)に変更されます。

- 4 本割引プランの利用料金は、利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局より請求されます。
- 5 前項にかかわらず、ETCマイレージサービスの還元額がある場合、本割引プランの利用にかかる通行料金は、ETCマイレージサービスの還元額から優先して引き落とされます。ただし、ETCマイレージサービスの還元額が本割引プランの利用料金に満たない場合、その不足分は利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局から請求されます。

(他の割引との適用関係)

第10条 本割引プランの利用料金には、ETCマイレージポイント以外の割引は重複して適用されません。

- 2 ETCマイレージポイントは、前条第1項に定める本割引プランの利用料金の額に対し適用します。

(適用対象外及び無効)

第11条 各通行が次の各号の一に該当する場合は本割引プランの適用対象外とし、その通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要になります。

- 一 申込時に登録したETCカード以外を利用した通行
 - 二 申込時に登録した同一のETCカードにより各プランごとに既に2回お申込みが完了している場合(同一カードでのお申込みは各プランそれぞれ2回まで)。
 - 三 申込時に登録した車種より上位の車種に属する車両で行った通行
 - 四 申込時に登録した利用期間外の日に行った通行
 - 五 入口料金所、出口料金所ともに周遊エリア外の時。
 - 六 周遊エリア内外の料金所間の走行については周遊エリア内に該当する部分と周遊エリア外に該当する部分で走行を分割し、前者は本割引プランの適用対象となり、後者にかかる通行料金の支払いが別途必要となります。(分割後、別途支払いが必要となる走行についてのETC時間帯割引の判定日時は分割前の走行の入口時間または出口時間で判定いたします。)
- 2 申込時に登録した利用車種より下位の車種に属する車両で本割引プランを利用したときは、適用対象外とはせず、申込時に登録した利用車種に属する車両により本割引プランを利用したものとみなします。
 - 3 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本割引プランの申込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、料金を不法

に免れたと認められる場合には、法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

- 一 ETC無線通信による通行が不可能な車両で通行したとき。
- 二 申込時に登録したETCカードを利用期間内に2台以上の車両に使用したとき。
- 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本割引プランを利用したとき。

(解約等)

第12条 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行った場合は、以後の通行にかかわらず本割引プランの利用料金を全額お支払いいただくものとし、途中解約、払戻し及び一部返金はいりません。また、実際に通行した区間の利用料金の合計が本割引プランの利用料金を下回る場合でも、払戻し及び差額の返金は一切行いません。

- 2 本割引プランについて解約が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日までにウェブサイトにて解約手続を行うことにより、本割引プランを解約することができます。なお、解約手続には申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。
- 3 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行わなかった場合は、申込時に遡って解約されたものとみなし、本割引プランの料金は請求いたしません。

(個人情報の保護)

第13条 本割引プランの利用者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

第14条 当社は、次の各号に掲げるときには、本割引プランの利用者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、本割引プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本割引プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本割引プランの利用者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本割引プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 六 車両の故障等、当社の責めに帰することができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第 15 条 当社は、事情により本約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容をウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第 1 項の変更によって利用者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：周遊エリア

道路名	区間名
九州自動車道	門司IC～鹿児島IC
宮崎自動車道	えびのIC～宮崎IC
長崎自動車道	鳥栖IC～長崎IC
大分自動車道	鳥栖IC～大分米良IC
東九州自動車道	苅田北九州空港IC～みやこ豊津IC 椎田南IC～宇佐IC 大分米良IC～佐伯IC 門川IC～清武南IC 隼人東IC～末吉財部IC
椎田道路	みやこ豊津IC～椎田南IC
宇佐別府道路	宇佐IC～速見IC
日出バイパス	速見IC～日出IC
延岡南道路	延岡南IC～門川IC
隼人道路	加治木IC～隼人東IC
西九州自動車道（武雄佐世保道路）	武雄南IC～佐世保大塔IC
西九州自動車道（佐世保道路）	佐世保大塔IC～佐世保中央IC
南九州自動車道（八代日奈久道路）	八代南IC～日奈久IC
南九州自動車道（鹿児島道路）	鹿児島西IC～市来IC
長崎バイパス	古賀市布IC～西山町IC

※スマートICは車種・利用時間に制限がある場合があります。

別表2：利用期間及び利用料金

プラン名	利用期間	普通車	軽自動車等
九州エリア乗り放題 全日3日間プラン	連続する 最大3日間	6,500円	5,200円
九州エリア乗り放題 全日4日間プラン	連続する 最大4日間	8,000円	6,400円